

## 【 労働・社会政策委員会 】

### (1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件（本院先議）であり、可決した。

また、本委員会付託の請願7種類105件のうち、1種類41件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、「過労死」等の労災認定件数が増加傾向にあり、その発生を予防し労働者の健康を確保することが重要な課題となっていること及び、建設業における災害率が低下していること等に対応するため、労働者災害補償制度において、業務上の事由による労働者の脳・心臓疾患の発生の予防に資するための二次健康診断等の給付制度を創設するとともに、建設工事などの有期事業に関し、事業場ごとの災害率により労働保険料を増減させるいわゆるメリット制について、その増減幅の上限を100分の30から100分の35に拡大しようとするものである。

委員会においては、メンタルヘルス対策拡充の必要性、労災保険特別加入制度の改善策、労働時間短縮等過労死予防に向けた施策の拡充の必要性、労災病院の再編についての取組方針、二次健康診断等給付の受給要件緩和の必要性、いわゆる労災かくしの現状と防止策、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団の経理内容等に係る諸問題等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。

なお、4項目にわたる附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

10月31日、労働問題及び社会政策に関する調査を行い、現下の雇用失業情勢及び雇用対策、少子・高齢化社会における労働力確保策、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団の経理内容等に係る諸問題、繊維産業労働者の雇用安定のための対策、介護労働力確保の現状と今後の見通し、外国人技能実習制度の改善の必要性、小・中学校における職業教育の必要性等の問題について質疑が行われた。

### (2) 委員会経過

#### ○平成12年10月31日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働問題及び社会政策に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 現下の雇用失業情勢及び雇用対策に関する件、少子・高齢化社会における労働力確保等に関する件、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団の経理内容等に関する件、繊維産業労働者の雇用安定に関する件、介護労働力の確保等に関する件、外国人技能実習制度の改善等に関する件、小・中学校における職業教育の必要性に関する件等について吉川労働大臣、釜本労働政務次官、中谷自治政務次官、上田法務政務次

官及び政府参考人に対し質疑を行った。

- 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）について吉川労働大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成12年11月2日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）について吉川労働大臣、釜本労働政務次官、上田法務政務次官、宮本金融再生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第5号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成12年11月30日（木）（第3回）

- 請願第426号外40件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第20号外63件を審査した。
- 労働問題及び社会政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（先議）

##### 【要旨】

本法律案は、近年、「過労死」等の労災認定件数が増加傾向にあり、その発生を予防し労働者の健康を確保することが重要な課題となっていること及び、建設業における災害率が低下していること等に対応するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 労働者災害補償保険法の改正

労働安全衛生法に基づき事業主が行う健康診断において、労働者に業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生に関連する高血圧、高血糖等の異常の所見があると診断されたときに、その労働者に対し、医師による二次健康診断及びその結果に基づく医師等による保健指導を労災保険の保険給付として行うこととする。

#### 2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正

建設工事など事業の期間が予定されている事業である有期事業に関し、事業主の災害防止努力を促進することに資するため、事業場ごとの災害率により保険料を増減させるいわゆるメリット制について、その増減幅の上限を100分の30から100分の35に拡大することとする。

#### 3 施行期日

本法律は、平成13年4月1日から施行する。

**【附帯決議】**

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 中小企業における健康診断の実施状況が十分でないことにかんがみ、特に中小事業主に対し健康診断の必要性について周知徹底を図るとともに、指導・監督に努めること。
- 2 二次健康診断等給付制度の運用にあたっては、その対象となる労働者が確実に受給できるよう適切な処置を講ずること。
- 3 職務の高度化・複雑化に伴い、精神的ストレスや悩みを抱えている労働者が増えていることにかんがみ、事業主に対しメンタルヘルス対策を講ずるよう指導するとともに、その支援対策等についても早急に検討すること。
- 4 建設業等の有期事業におけるメリット制の改正にあたっては、いわゆる労災かくしの増加につながることはないように、災害発生率の確実な把握に努めるとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図るなど、制度運用に万全を尽くすこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案	参	12. 9. 29	12. 10. 30	12. 11. 2 可決 附帯	12. 11. 6 可決	12. 11. 7 労働	12. 11. 15 可決 附帯	12. 11. 16 可決

(注) 附帯 附帯決議